

議題 テーマ提言について

項目 今回の基準諮問会議における新規テーマの提案

提案者：日本公認会計士協会

(テーマ)

仮想通貨に係る会計上の取扱いについて (実務対応レベル)

(提案理由)

平成 28 年 6 月 3 日に公布された改正資金決済法は「仮想通貨」を定義した上で、「仮想通貨交換業者」に対して、登録制を導入し、財務諸表監査及び分別管理監査を義務付けた。改正法は 1 年以内に施行されるため、これに向けて事業者の登録や自主規制団体である事業者協会の認定などに関する準備が進められているところと認識している。

財務諸表監査を実施するに当たって、現在、財務諸表の作成基準であり、かつ、監査における適正表示の判断のよりどころでもある会計基準には、仮想通貨の会計処理に関する取扱いは存在していない。このため、業者間の比較可能性が確保された財務諸表の作成が困難であること、及び当該財務諸表を対象とする監査を受嘱するにあたって監査人から懸念の声がきかれる。仮想通貨を利用した取引については、グローバルに拡大しており、日本も同様である。現状は、比較的小規模の会社が交換業者として活動しているが、銀行グループによる仮想通貨の導入も検討されている。こうした仮想通貨の利用拡大と規制の導入を含めた環境整備に関する動きと足並みを揃え、会計上の取扱いを明確にすることが必要と考える。そこで、仮想通貨に係る会計上の取扱いの明確化を要望する。

(具体的内容)

仮想通貨に関しては、仮想通貨交換業者及びその利用者である顧客が想定される。現状考えられる論点等については以下のとおりである。

(1) 保有する仮想通貨が参照する会計基準等について

現行の会計基準に当てはめた場合及び仮想通貨の性質を考慮した場合の二面から以下のとおり考察されるが、どのように取扱うべきか。また、下記以外の考え方もあるか。

① 現行の会計基準に当てはめた場合

仮想通貨は、法定通貨には該当せず(資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号)、それ自体が権利を表章するものではないため有価証券にも該当しない(金融商品取引法第 2 条)(注 1)と考えられる。よって、現行の金融商品会計基準等における金融商品の範囲に含まれると解釈するのは難しいという意見がある。

仮想通貨は、需要と供給で価値が変動しており、金や一次産品等の「コモディティ」に概念的には類似するが、本源的価値があるわけではない(注 2)。「コモディティ」との概念的な類似に鑑みると、棚卸資産の評価に関する会計基準における棚卸資産の範囲に含まれるというのは相対的に解釈上の無理が少ないという意見がある。ただし、本源的価値がゼロであることから、棚卸資産と相違する点も多いため、その点を反映すべきではないかといった意見がある。

② 仮想通貨の性質を考えた場合

仮想通貨は、決済手段として設計されている点が特徴的であり、必ずしも棚卸資産のように投資の成果を獲得することを意図しているわけではなく、モノ自体の価値というよりは市場の換金レートで価値が実現することができるものであるため、「外貨建ての現金」に準じた会計処理が適合するのではないかという意見もある。

(2) 取引に伴う会計処理

① 顧客からの預かり資産(仮想通貨)に関する会計処理

顧客からの預かり資産の計上時点及び計上要否についてどのように取り扱うべきか。
顧客からの預かり資産については、所有と占有が一致しているという事実（具体的には、秘密鍵の占有）に基づき仮想通貨交換業者は資産を計上し、その返還義務を負債として計上すべきではないかという意見がある。

認識時点としては、顧客と仮想通貨交換業者の契約条項に従うべきではないかという意見がある。

なお、預かり仮想通貨を資産及び負債として計上し、時価評価する会計処理を採用する場合には負債の時価評価という観点から、既存の会計基準との整合性が論点になるという意見がある。

② 仮想通貨に係る取引類型及び各取引の会計処理

仮想通貨交換業者において想定される取引類型の組み合わせを整理すると、以下4つの類型が現在のところ考えられる。

- a. 現物取引（自己取引）
- b. デリバティブ取引、信用取引、貸借取引（自己取引）
- c. 現物取引（委託取引）
- d. デリバティブ取引、信用取引、貸借取引（委託取引）

③ 評価及び換算方法

評価及び換算方法については、金融商品会計基準における時価のある金融商品又は外貨建取引会計等処理基準における期末日換算レートと同様に取り扱うことが考えられるが、複数の仮想通貨交換業者で異なる価格が観測されるため、通貨ペアごとに最も活発な市場を使う必要があるのではないかという意見がある。

④ 表示及び開示

どのような会計処理を採用したとしても、財務諸表上は「仮想通貨」として独立した科目をもって表示すべきという意見がある。

採用した期末日換算レート又は時価の参照元について、何らかの情報開示が必要ではないかという意見がある。

（注1）「第186回国会（常会）参議院 答弁書第二八号」（平成26年3月7日）においても同様の記述がある。

（注2）BIS 決済・市場インフラ委員会報告書「デジタル通貨」（平成27年11月23日）

（事務局対応案）

実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼してはどうか。

以 上